

# 戸籍法の一部を改正する法律の概要

(令和元年5月24日成立、同月31日公布)

法務省民事局

## 「戸籍」とは

- 戸籍法(昭和22年法律第224号)は、「国民各人の身分関係を公証(※)する公正証書」である戸籍に関する制度(戸籍制度)について定める法律である。  
※ 公証とは、特定の事実又は法律関係の存在を証明する行政行為を指す。
- 昭和22年に民法が全面改正され、封建的な家制度を前提とした制度から、個人の尊厳と両性の本質的平等に基づく制度に改められた(戸主とその家族ごとに作成されていたが、夫婦とその子の単位で作成されることとなった。)
- 平成6年の法改正により、コンピュータを使用して戸籍事務を取り扱うことが可能となった。
- 平成19年の法改正により、戸籍の公開制度の在り方が見直された。
- 平成25年に戸籍副本データ管理システム(※)を導入し、法務省において戸籍の副本を管理することとなった。(※平成25年に東日本大震災での被災を契機に構築)

・ 現在、1896市区町村全てにおいて戸籍事務をコンピュータシステムにより取り扱っている。

明治5年  
旧戸籍法施行

昭和23年  
(親族法の全面改正を反映)  
戸籍法全面改正

平成6年  
(コンピュータ  
処理)  
法改正

平成19年  
(戸籍の公開制度  
の見直し)  
法改正

平成25年  
戸籍副本データ  
管理システム導入

## 経緯

平成26年 6月 「日本再興戦略2014」(戸籍..... などの公共性の高い分野を中心に..... マイナンバーの利用範囲拡大の方向性を明らかにする。) その後も同旨の記載

平成26年10月～平成29年8月 戸籍制度に関する研究会等における検討

平成29年 9月～平成31年2月 法務大臣から法制審議会へ諮問、答申

平成30年 6月「未来投資戦略2018」(戸籍事務.....)について、マイナンバー制度の利活用の在り方等の検討結果を踏まえ、結論を得る。.....次期通常国会への提出を目指す。)

## 現状及び主な課題

各市区町村のコンピュータ・システムがネットワーク化されていない。

- ① 社会保障手続において、身分関係の確認のために戸籍謄抄本の添付が必要。
- ② 本籍地以外の各市区町村で戸籍の届出をする際に、身分関係の確認のために戸籍謄抄本の添付が必要。
- ③ 戸籍謄抄本の請求は本籍地市区町村に限られる。

## 対応策

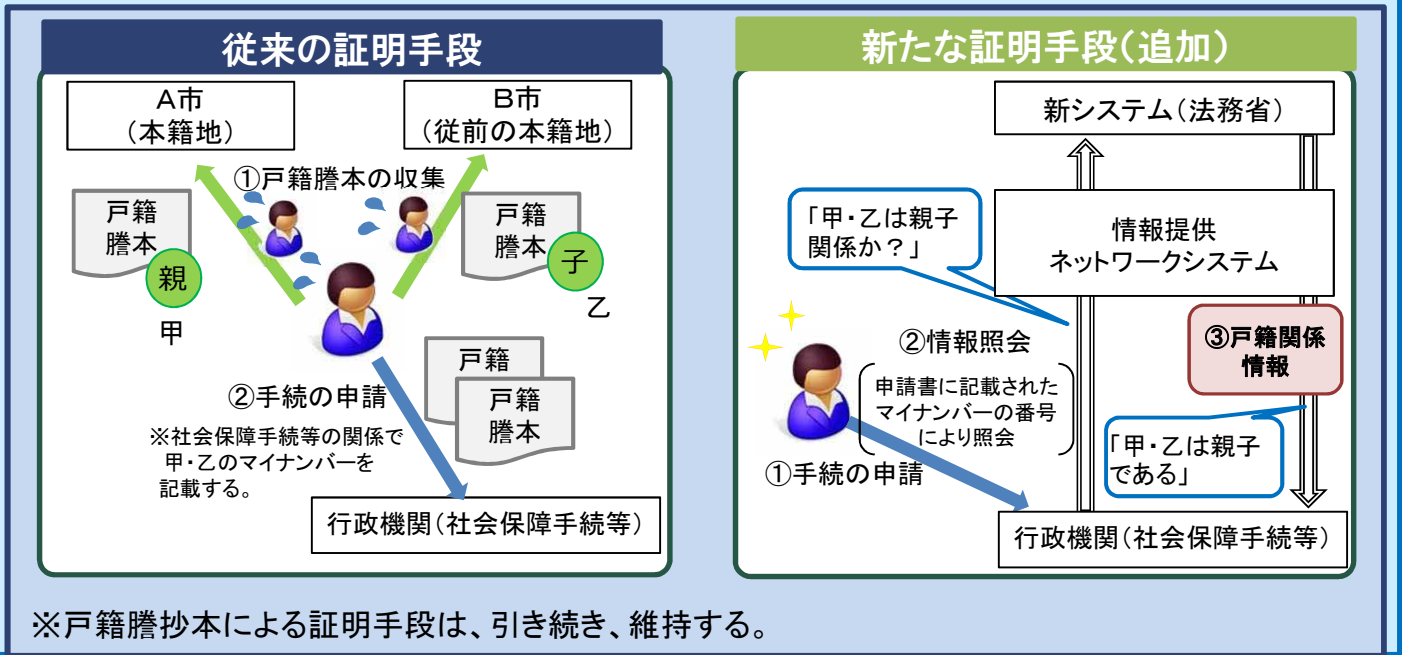
既存の戸籍副本データ管理システムを活用・発展させて新システムを構築し、データの提供を可能とする。

# 改正の要点

## 第1 行政手続における戸籍謄抄本の添付省略(マイナンバー制度への参加)

- 法務大臣が戸籍の副本に記録されている情報を利用して、親子関係その他の身分関係の存否を識別する情報等を戸籍関係情報として作成し、新システムに蓄積する。 新法121の3
- 従来の戸籍謄抄本による戸籍の情報の証明手段に加え、マイナンバー制度のために作られた情報提供ネットワークシステムを通じて戸籍関係情報を確認する手段も提供可能にする。 附則14 (番号利用法別表第2関係)

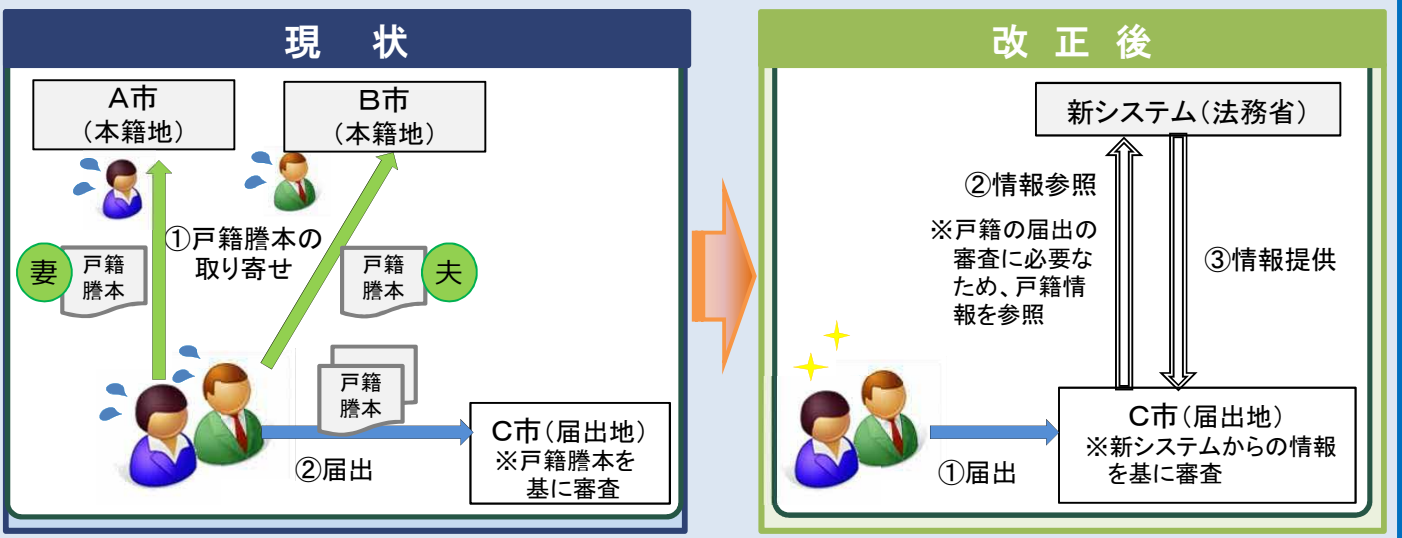
※ 行政機関と法務省との間では、マイナンバー自体のやりとりは行わない(行政機関内部で用いられる情報提供用個人識別符号を使用)。 附則12, 14 (番号利用法9Ⅲ, 21の2関係)



## 第2 戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付省略

- 本籍地以外の市区町村において、新システムを利用して本籍地以外の市区町村のデータを参照できるようにし、戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付を不要とする。 新法118  
120の4~120の8

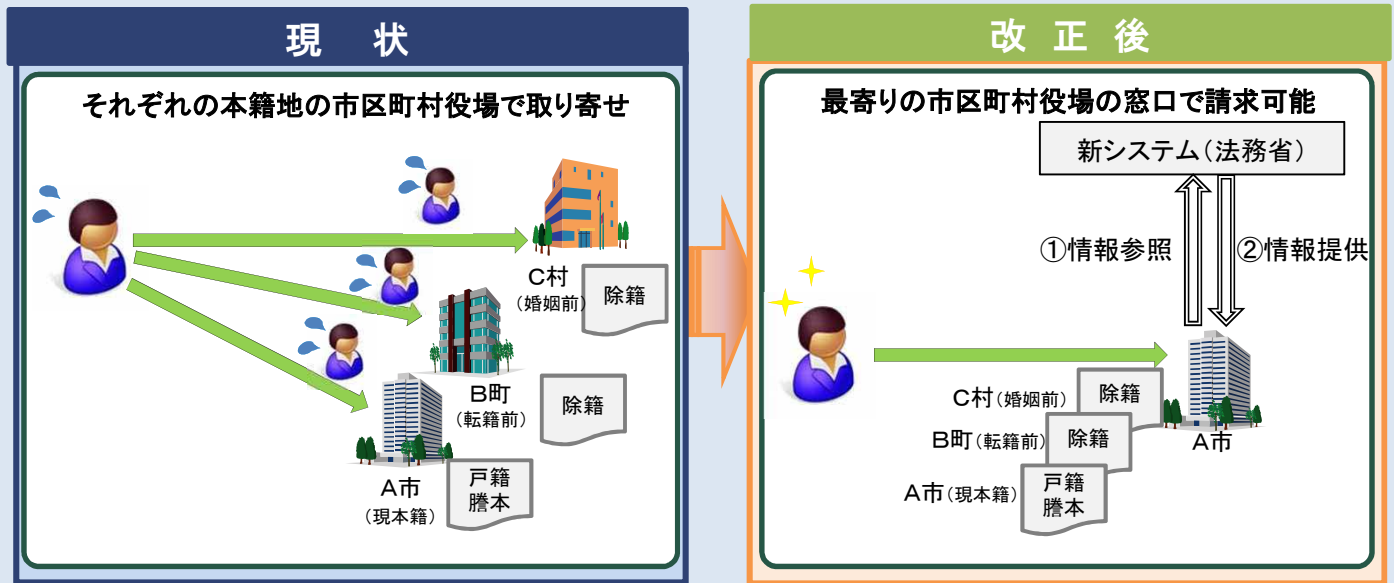
※ 戸籍事務内部での戸籍情報の利用であることから、マイナンバーを用いない。



### 第3 本籍地以外での戸籍謄本の発行

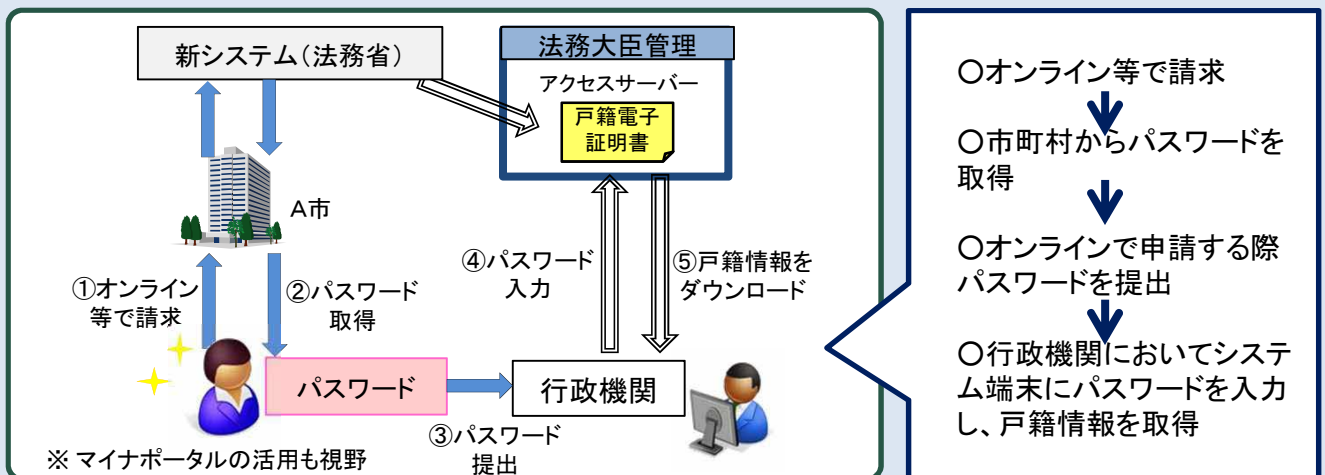
○ 自らや父母等の戸籍について、本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口でも、戸籍謄本の請求を可能とする(マイナンバーカードや運転免許証等により適切に本人確認)。

新法120の2



⇒ さらに、自らや父母等の戸籍について、電子的な戸籍記録事項の証明情報(戸籍電子証明書)の発行を可能とする。

新法120の3



### 第4 法務大臣が保存する戸籍関係情報等の保護措置について

本籍地市区町村以外の行政機関等でも戸籍情報にアクセス可能となることから、個人情報を適切に保護する必要性が高まる。

⇒法制上の保護措置

- ①システムに関し、安全性及び信頼性を確保する等の法制上の保護措置を設ける。 新法121
- ②システムの設計等の秘密保持義務及び当該義務違反に対する罰則を設ける。 新法121の2, 132
- ③戸籍事務に従事する者が戸籍に関する事項を不正提供した場合の罰則を設ける。 新法133

※マイナンバー法においても所要の保護措置を設ける。

⇒システム上の保護措置

- ①行政機関相互間の閉じたネットワークによる情報の送受信、②不正参照を防止するシステムの構築、証跡ログの保存等の所要の保護措置を設ける。

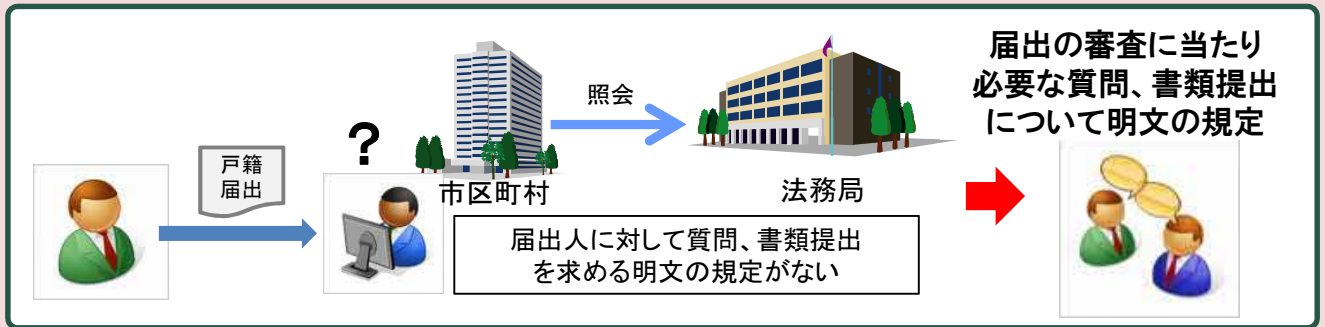
システム運用開始時期

公布からシステムの運用開始まで5年を想定

## 第5 その他の戸籍法の規定の見直し

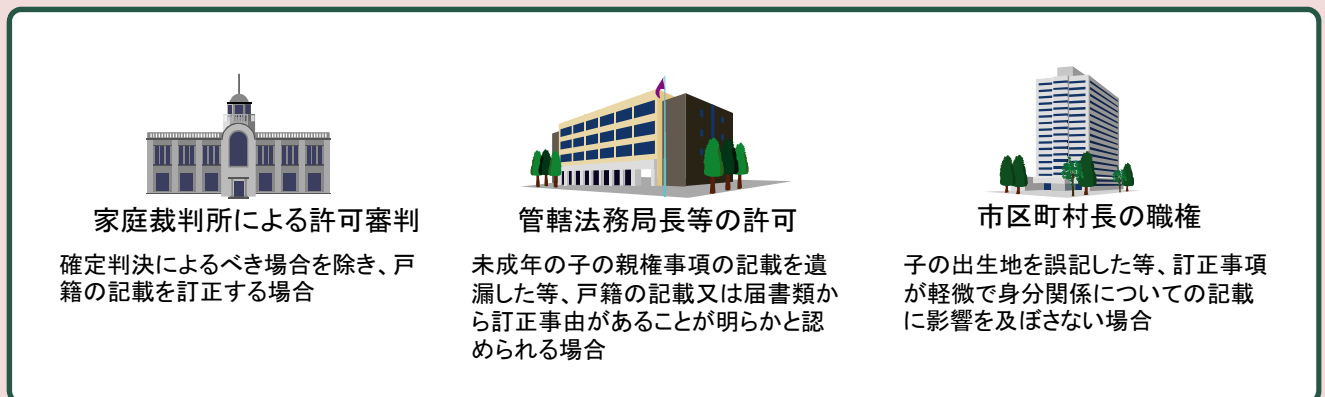
- ① 戸籍の記載の真実性を担保するため、市区町村長及び管轄法務局長等は、届出の審査に当たって必要な場合、届出の当事者本人その他の関係者に対し、質問し、又は必要な書類を求めることができるものとする。

新法3, 27の3



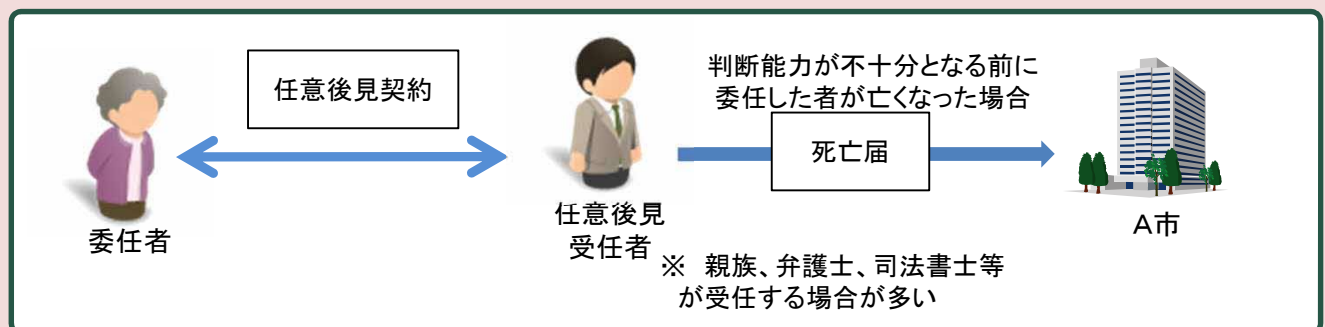
- ② 誤った戸籍の記載を市区町村長が訂正するための手続について、家庭裁判所又は管轄法務局長等の許可を得て行う場合、市区町村長の職権により行う場合の別を明確化する。

新法24, 114



- ③ 任意後見契約(本人の判断能力が不十分となった場合に財産管理等を行うことをあらかじめ委任しておく契約)の受任者が任意後見の開始前であっても死亡の届出をすることができるものとする。

新法87Ⅱ



### これらの事項の施行期日

公布から1年以内

(①及び②(新法114に限る)は、公布の日から20日を経過した日(令和元年6月20日)から施行)